

第2回公的統計品質向上のための特別検討チーム会合 議事概要

1 日 時 令和4年2月16日（水）15:00～17:36

2 場 所 W e b 会 議

3 出席者

【委 員】

川崎 茂（座長）、清原 慶子、椿 広計

【臨時委員】

篠 恭彦、清水 千弘

【専門委員】

細川 努

【審議協力者】

下野 僚子、鈴木 和幸、鈴木 督久

【審議協力者（各省等）】

総務省統計局統計調査部：岩佐部長

独立行政法人統計センター統計編成部消費統計編成課：伊藤課長

【説明者】

（総務省）

政策統括官（統計制度担当）：重里次長、内山統計審査官、中村参事官（※併任）

統計局統計作成支援室：田村室長

（内閣官房）

行政改革推進本部事務局：中村参事官（※併任）

【事務局（総務省）】

明渡大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、上田次長

政策統括官（統計制度担当）：吉開政策統括官、長嶺統計審査官

4 議 事

（1）前回の議論を振り返って

（2）総務省及び内閣官房からのヒアリング

（3）その他

5 議事概要

（1）前回の議論を振り返って

ア 冒頭、座長から参考1の鈴木和幸審議協力者提出資料について、統計の品質管理を考えて行く上で大変参考になるので各委員に対し、一読していただくようお願いがあった。次に、座長から資料1-1「第1回特別検討チーム会合での議論の整理」に基づき説明が行われた後、資料1-1は第1回会合での議論の整理として了承された。

イ 事務局から資料1-2「第1回会合で提起された課題、統計行政新生部会報告を

踏まえて開始した政府の取組の対応表」について説明が行われた。

委員等からの主な発言は以下のとおり。

- ・ 各府省においてトップマネジメントを担う幹部が、公的統計における品質確保、最適なデータを確保するための意識を高めることは重要。「統計行政運営ビジョン」（参考2）、「政府統計職員の心得」（参考3）が策定された以降の令和3年度のこれらに基づいた幹部研修の実績を教えてください。
- 幹部研修については、令和3年9月に、統計委員会の幹事（総務省及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命）及び新たに着任した課長クラスの幹部を対象とした研修会を実施。毎月勤労統計の問題発覚後の対策等やトップマネジメントを意識した研修となっている。今後は、今回の建設工事受注動態統計調査の事案を踏まえ、更に内容を追加する等の工夫をしていきたい。

- ・ 資料1-2に記載されている「問題発見時の対応」の課題として、誤りを発見・報告した人に不利益が生じない環境づくり、と書かれているが、幹部研修の内容にこのような職場の風土作りといったことは含まれていたか。
- 誤りを発見したら早期に適切に対応し公表するという事は研修の中に含まれているが、今回の事案を踏まえて、より強調して研修を行う必要があると感じている。今後、幹部研修の内容を検討、ブラッシュアップしていくことになる。

- ・ 「統計行政推進会議」とはどのような組織か。一般的には組織のトップ・長がリーダーシップを発揮し組織の方向性を提示するが、「統計行政運営ビジョン」（参考2）は「統計行政推進会議決定」となっている。この場合のトップマネジメント、リーダーシップはどう考えたらよいか。
- 「統計行政推進会議」は、統計委員会の幹事で構成されており、統計行政推進会議決定は幹事間での決定となる。各府省においては幹事が統計部門の実質的なリーダーシップを担っているという理解。
- ・ 統計委員会の幹事はどのようなものか。

（2）総務省及び内閣官房からのヒアリング

ア 「公的統計の整備に関する基本的な計画」に基づくPDCAサイクルの確立について
総務省から資料2「「公的統計の整備に関する基本的な計画」に基づくPDCAサイクルの確立」、参考4「承認申請等に関する事務マニュアル（抜粋）」に基づき説明、伊藤審議協力者から参考5「政府統計共同利用システムの概要」に基づき説明が行われ、その後、質疑応答が行われた。

委員等の主な発言は以下のとおり。

- ・ 総合的な品質管理の仕組みがきちんと整備されているかが大きなポイントだと思う。公的統計の作成に関わる職員については専門性が必要となっているが、現状では、専門性を持った職員を確保することが難しい中で、どのように職員の専門性が担保されているのか。
また、集計システムに関する問題といった時に、統計の専門性とは違った専門性が必要となってくる。こういうことに対して総合的な品質管理の仕組みの中でのチェック体制で担保できていたのかどうか。

- 統計作成プロセス診断は試行中で、適用性といった点をどこまでやっていくかは今まさに議論している最中。まずは中身そのものよりも、それをどのように管理しているのかという観点で始めようと考えている。
- ・ 統計作成プロセス診断の試行では、まず調査がどう実施されているのか理解することが大変。調査を理解する上で、非常に重要になるのが、マニュアル、手順の見える化がされているかということ。更には、第三者にとっても分かり易く、そのマニュアルを使えばオペレーションができるように、客観的に整備されていることが必要。現状、いくつかマニュアルを確認しているが、客観的に整備されているとは言えない印象を持っている。
 - ・ 統計作成プロセス診断の要求事項に基づき、手順の有無や手順のとおり管理されているかを各プロセスについて確認している状況。3H（変化、初めて、久しぶり）という話もあったが、遅延調査票の発生等、あらかじめ定められている手順から離脱してしまうケースや標準は定まっているが何回も繰り返すと手順から離脱するプロセスの脆弱性があると思うので、それらを踏まえた診断をする必要があると考えている。
 - ・ 各府省でもマニュアルの整備状況に落差があるように感じられる。「統計作成ガイドブック」のようなひな形を参考にマニュアルの作り方から徹底することが必要。統計作成プロセス診断も加速する必要があるが、①いかに重点化をしながらどう取り組んでいくか、②重点化した取組の中で何を学び改善に繋げていくということを明らかにしなければいけない。
 - ・ e-surveyのオンライン調査の機能については、統計のデジタル化の観点から重要な機能であり、調査対象者である企業や個人、統計業務を行っている職員にとって使いやすいものとなっているのが重要。統計業務は画一的ではなく、それぞれの業務の特性や使い易さがあると思うので、効果が出るよう柔軟に多様化を進める必要があると考える。
もう一つ、集計プロセス全体の標準化は難しいと思うが、データの誤り補正といった業務のパーツについては、ある程度の汎用的、標準的な機能（デジタルツール）の提供はできると思う。このような標準的な機能を拡充し、マニュアルによるプロセスが標準化され、デジタルツールを適切に使っているかという管理が成り立つとよいと考える。
- e-Statについては、オンラインの利用を高める取組は継続して実施しており、スマートフォンによるオンライン調査も拡充。企業等はいろいろな形式でデータをデジタル化しており、オンラインで調査票を提出したいとの要望も寄せられているので、対応できるように柔軟なシステムを作っていくことを検討している。
- 集計ツールについて、総務省統計局や統計センターで標準化の検討を行っており、部品ごとの標準化ということは、集計の標準化にも資することだと考える。リソースの関係もあるが、作成したものを各府省で使用するためにはどのようなことをすれば良いか検討する必要がある。特に小さい統計調査は民間委託することも多くツールを使うと標準化ができるので、どのようなことができるか検討を続けていきたい。

- ・ 再発防止の観点から、今まで取組んできたPDCAサイクルの取組を更に加速化することで対応していくべき。その関連で、統計作成支援センターの取組も重要で、一定の実績があることも分かったが、今後、今回のような事案を防ぐために相談をより受けやすくするための対応を何か考えているか。また、統計作成プロセス診断について、公的統計の作成プロセスには、地方公共団体の委託や民間委託もあるが、委託先でどのような課題が生じているのかチェックする体制を検討していただき、点検・評価が充実していけばよい。
- 統計作成支援センターの窓口、体制について、各府省に対して再度周知徹底するとともに、各種研修において引き続き説明していく。また、発行予定の「統計作成ガイドブック」にも窓口を記載し、各府省の統計担当職員が参照できるようにしていく。
- 統計作成府省が、実査等に関わる地方公共団体等の現場の声を適切に把握・反映する必要があると考えており、統計作成プロセス診断では、そうした仕組みが整えられているかをチェックすることにより、対応することを考えている。
- ・ 統計作成支援センターの取組で、相談した結果、改善された事例等を事例集として公表することも、相談しやすい環境づくりに繋がると考える。

- ・ 資料2の2ページのPDCAサイクルを実際に適用する時の留意点をまとめさせていただいた。

実際の適用に当たっては、①業務を分解し、どういうフローかを明確化する、②分解後に各プロセスのアウトプットと基準がどうあるべきかを明確にし、それを達成するためのドキュメント・標準を作成することが非常に重要になる、③ドキュメント・標準を作成する時に、アウトプットに与える大きな要因、各プロセス間の連鎖の影響、人は必ずミスをするのでどう対処していくか、そういうことを十分考え、これらに対応したドキュメント・標準をきちんと作成する、④正常でない時（3H（変化、初めて、久しぶり）等）に、行うことと、行ってはいけないこと、これを前もって明確にしておく、これらが重要となる。

また、PDCAを考える時、品質管理の立場では、①P（プラン）では、何のための目的なのか、データを使う真のニーズは何なのか、それを達成するための標準は何かを組織として確立し、それが分解した後のアウトプットの基準を達成しているかを確認する、②D（ドゥ）では標準どおり実施するためには新しい人が配属された時に教育、トレーニングが必要、特に分解した後のプロセスに重要度を付けたポイントの共有も必要、③C（チェック）では、標準どおりに実施するという視点から重要なのは、結果をチェックするのではなく、標準どおりに実施し結果が悪かったのか、標準どおり実施しなかったか分析することがポイント。

これらのPDCAの視点で、資料2の2ページのPDCAを回していただきたい。

（参考1の9及び10ページ参照）

- アドバイスは、全てのPDCAに関する取組に通じるものだと思うので、参考にさせていただきたい。

イ 統計分析審査官及び統計人材の育成について

内閣官房、総務省及び岩佐審議協力者から資料 3 及び資料 4 に基づき説明が行われ、質疑応答を行った。

委員等の主な発言は以下のとおり。

- ・ 研修について、近年受講者数が増えている要因としては、EBPMの提唱などによる統計への関心の高まりも大きいと思うが、研修手法の多様化が大きい。集合研修のメリットも重視したいが、オンラインやオンデマンドの研修機会を拡充していただきたい。また、管理職にとっては統計の専門家を部下に持つことになるため、ガバナンスや活躍の場を保障していく必要がある。このため、幹部研修におけるPDCAサイクル、品質管理などの統計部門の管理職が知っておくべき知識について一層充実してほしい。
- ・ 個人が持っている知識を更に向上させることは、職場のモチベーションを向上させることにもつながる。トップマネジメントで全ての業務をチェックすることは不可能なので、誤りの未然防止の観点からも一人一人のモチベーションを上げるように専門教育を行っていただきたい。

PDCAの考え方の中で、ドキュメント、マニュアルばかり重視し、形式的にそれを守ればよいと思ってしまうことがある。そうではなく、統計のデータを使って、どうやって問題解決を行っていくかという視点も重要。そういった内容は研修に含まれているか。

- 分野別研修の中に「政策立案・評価・データ利活用コース」があり、まさしく業務を行う上でデータをどう活用するかというコースである。近年、非常に受講者の多いコースとなっている。
- ・ 統計に関するシステムについて、どのように設計・変更するか、外注したシステムをどのように管理するべきかといった時に問題が起こる。システムに関する研修について、現在どのように取組んでいるか、また、今後の取組についても教えてほしい。
- 統計に関するシステムについても、今回の国土交通省の事案を踏まえ、研修が必要と考えており、今後、研修の中でどのように扱えるか考えていきたい。現在、業務マニュアルのようなものを作成しており、その中に委託やシステム関係の部分について盛り込んで行こうと考えている。研修の中においてもそのようなマニュアルに即した内容が必要になってくると思っている。マニュアルの完成度を踏まえながら、それに対応してどう研修していくか考えていきたい。また、集計のツールが適用になれば、それをどう利用するかという研修も今後ポイントとなると考えており、状況をみながら研修を充実させていきたい。

- ・ 欧州の統計部局は、ジェネリック・スタティカル・ビジネス・プロセスモデル (Generic Statistical Business Process Model) を作っている

日本の公的統計のそれぞれの仕組みは多様なものがあり、それを全て標準化するのは不可能であるが、一つ一つのプロセスの集まり、要素に関してはある程度共通性をもっている。このタスクの部分システムで標準化し、そのモジュールの結合体として多様な統計を作っていく、短期的にはできないが、中期的に日本においても考えていく、そういう方向性とする。まさにデジタル化のようなものだが、統計分析審査官がシステムのプログラムまで確認することは不可能なので、逆に、そ

のモジュールをきちんと作成し、その品質を保証することによって、ある程度日本で非常に複雑になっている公的統計の体系を認めた上でも、一定の仕組みにしていくことができるのかなと感じた。また、中・長期的な人材育成においても、そういう将来を見据え考えていく必要があると思った。

- 本日のヒアリングを要約して、座長から、次のように総括が行われた。
 - ① P D C A をきちんと回す、加速化させていく必要がある。これまでの取組もかなり進められているが、浸透する途中であるので、それをきちんと加速するとともに、今般の国土交通省の事案から得られる教訓を踏まえてさらにブラッシュアップしていくことが必要である。
 - ② ①のようなことを進める上では、システムの上手な活用によって、より標準がきちんと進むようにとすることがポイントになる。また、統計作成プロセス診断についてもきちんと加速をしていく必要もある。
 - ③ ただし、これは息の長い取組となるが、そもそもマニュアルができていないところもある中でも、標準をきちんと示しながら、着実に進めていくことが必要である。また、この取組の中で統計作成プロセス診断をより有効に活用していくという視点が大事である。

(3) その他

事務局から、参考6「統計不正の再発防止に向けた提言」について説明、座長から資料1-1「第1回特別検討チーム会合での議論の整理」について次回開催される統計委員会に報告する旨の説明があり、次回会合の日程については、構成員の日程調整を行った上で後日連絡する旨発言があった。

(以上)